

10 転落用防止設備

《基本的考え方》

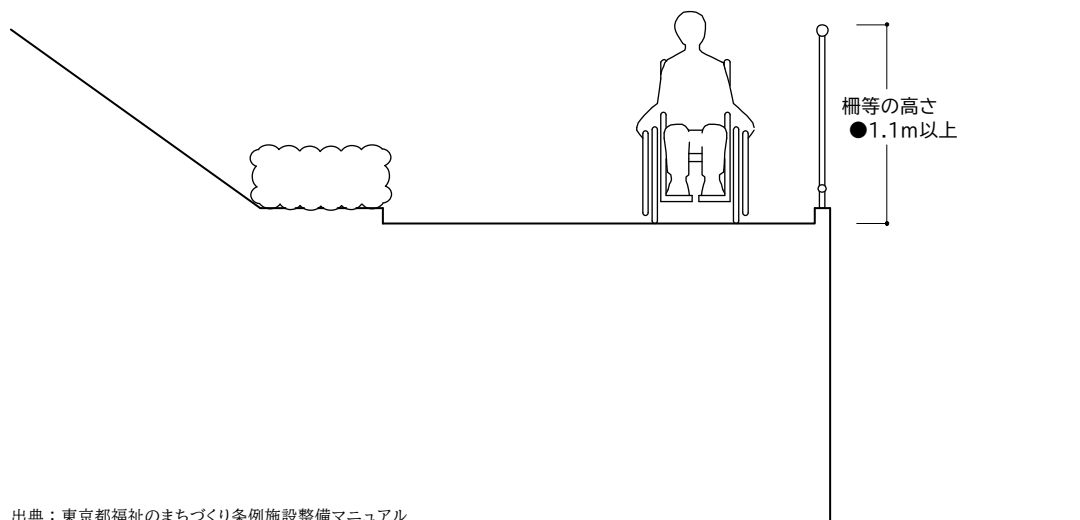
- ・ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所での安全確保を図る。

設備の設置	高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。	又 転落用防止設備
-------	--	-----------

《標準的な整備（整備基準の解説）》

- 【柵の高さ】転落防止を目的とする柵の場合は、高さ 1.1m 以上で堅固な構造とする。
- 【柵のまわり】子どもがのぼって柵を越えないよう、柵の形状に配慮するほか、不要物等の放置がないように留意する。
- 【点状ブロック】段等危険個所の手前 30cm 程度の位置に、危険個所の全幅にわたって敷設する。
- 【誘導用ブロック】視覚障害者誘導用ブロックは JIS T 9251 に準拠し、適切に設置する。

《柵等の設置例》



出典：東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル
平成 31 年（2019 年）3 月改訂版 335 ページ【図 5.1】（一部、変更しています。）